日時・場所	令和元年 11 月 11 日 (月) 8 時 45 分~ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、
	小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、
	赤坂健康福祉部政策監、野﨑都市建設部長、中井野洲クリーンセンター所長(代)、
	杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

・昨日、自治連合会の研修があり、岐阜市にある大きな団地の自治会活動について、市内の各自治会長が視察された。参加された自治会長から話を聞くと、自分たちでコミュニティバスを走らせたり、イベントを開催される等、自発的、自主的に色々な取り組みをされており、かなり刺激を受けて来られたとのことである。

土曜日には台風の影響で延期されていた「みんなで支え合う地域づくりシンポジウム」が開催され、市内の各地域で取り組んでおられる事例を紹介してもらい、話し合ってもらった。少子高齢化とともに、20数年前から家庭や地域が担っていた福祉サービスを介護保険等で社会化し、個人や地域が担っておられたことを行政サービスとして引き取ってやってきたが、財源やマンパワーが厳しくなり、それらが今また地域に戻されつつある。

よく考えると、社会化をしたというのは国レベルの政府サービスとして社会化したのであって、本来の地域サービスになっていなかったのではないか。昨日の自治会長の話を聞いても、もっと地域で取り組まないといけないという意識を持っておられる。私たちも、地域サービスとして本当の社会化ができていなかったのではないかという気付きで、もう一度サービスを考えてもらいたい。

ある時期までは何でも行政で引き受けるという流れで良かったが、これではお金もマンパワーも 追い付かなくなっている。昔の地域型ではないが、地域の中での社会化をやっていかないと、そ れぞれの人が安心して暮らせるサービスや地域が成り立たないのではないか。様々な計画策定や 予算編成にあたっては、こうした観点で物事を考えてもらいたい。その代わり、医療をはじめと する専門性や装備が必要なこと等、地域ではできないことは行政が充実させていくという考え方 で取り組んでもらいたい。

2. 議題

- ① (仮称)野洲市公文書の管理に関する条例(案)に係るパブリックコメントの実施について公文書の管理に関する市の責務及び基本的事項を新たに定め、公文書の適正な管理を図ることで市政の透明化を推進し、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、現在及び将来の市民に説明する責務が全うされることを目的として(仮称)「野洲市公文書管理条例」を制定するにあたり、パブリックコメントを実施する。また、情報公開制度と密接に関係することから、既存の情報公開審査会に公文書の管理に関する審議機能を追加し、新たに(仮称)野洲市公文書管理・情報公開審議会を設置する。
- →これまで整理できていなかった公文書の管理について、保存や廃棄に関するルールを制度化するもの。通常、公文書の保存や廃棄の判断をする執行部の管理部門に第三者機関は設けないが、 市民や専門家に入ってもらって判断の基準を整備するのは新しいやり方ではないか。
- →文書は歴史のためではなく、健全なまちづくりのための基礎的な資源として残すということを 追記すること。
 - →条例本文の規定も含めて整理する。

- →市外の業者から膨大な量の情報公開請求があったが、そのサービスが本当に必要なのか。市民のためのまちづくりを行うために公文書を管理するが、公開についてもそういった観点で、秘密にするということではなく、もう一度考えてもらいたい。
- ② 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち特別職の給与改定について、一般職の国家公務員 の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長及び教育長の期末手 当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

③ 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料、勤勉手当 及び住居手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。

④ 全員協議会への提出事項

報告事項6件、連絡事項6件を11月20日の全員協議会へ提出するので、各部において準備を お願いする。

- →国土強靭化計画については、来週の部長会議に付議する。
 - →国の交付金をもらうために必要となる計画であり、そのように割り切って策定するので、甲 質踏切等の交付対象となる可能性がある優先事業が抜けていないか確認しておくこと。
- ⑤「(仮称) 野洲市商工業振興基本条例(案)」の内容に係るパブリックコメントの実施について 野洲市における商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ること を目的とした(仮称)野洲市商工業振興基本条例の制定にあたりパブリックコメントを実施する。 パブリックコメント実施後2月定例会に提案し、4月1日施行の予定である。
- →長年、商工会や商工団体から要望があったもので、これまでの指針を今回条例化するもの。また、商工業者だけの視点ではなく、市民の視点も必要である。受け手としてだけでなく、働き手やサービスを積極的に活用するといった市民の役割も盛り込んでおり、そういった観点でパブコメにかけるもの。
- ⑥ 野洲文化ホールネーミングライツパートナーについて (報告)

野洲文化ホールネーミングライツパートナー優先交渉者となったシライ電子工業株式会社と 愛称使用時期および契約内容等について双方合意に達したため報告する。施設愛称は「シライシ アター野洲」で、愛称使用期間は令和元年 12 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日 (5 ヶ年度)、ネーミ ングライツ料は 150 万円/年度 (今年度は 12 月~ 3 月分を月割りで 50 万円) となる。

なお、11月29日(金)午前9時から市役所応接室で調印式を行い、同日9時45分から文化ホールで除幕式を行う予定である。

- →調印式や除幕式に関する情報はお知らせしないのか。
 - →先方の社内手続き中のため詳細が未定であり、今後の調整で決定するため記載していない。 →それなら、別途お知らせする旨を追記しておくこと。

⑦ 東京 2020 オリンピック聖火リレーについて (報告)

東京 2020 オリンピック聖火リレーについて、本市では令和 2 年 5 月 28 日 (木) に実施されるので報告する。スタート地点はコミュニティセンターきたの付近、ゴール地点は野洲市総合体育館である。

- →ランナーの人数や名前等の詳細情報は非公開であることも記載してはどうか。
 - →正式には12月に公表される予定である。
 - →そのことも含めて追記しておくこと。

3. その他伝達事項

- 11月8日(金)に開催された臨時議会において、正副議長、各委員会の正副委員長の選出が行われたが、監査委員は選出に至らず延長審議となったため、本日 10 時に本会議が再開される。 現時点で決定している事項についてお知らせする。(議会事務局)
- 総合調整会議の議事録にあるが、公文書の管理に関する条例第 12 条にある諮問に関する規定 は解決されたのか。
 - →「諮問」を「調査、審議等」に修正対応されている。

4. 次回部長会議の予定

11月18日(月) 8時45分~ 庁議室